

熊本市外国人起業活動促進事業における管理・支援体制

外国人起業活動促進事業（以下 スタートアップビザという）は、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、我が国に国際的な経済活動の拠点的形成することを目的とした制度です。

令和7年度から、熊本市においても経済産業大臣の認定を受け、熊本市、XOSS POINT.、JETRO熊本の三者で連携した管理・支援体制を構築し、スタートアップビザの運用を行います。

① 在留資格「短期滞在」「留学」等

外国人起業家 専門相談窓口

外国語（英語）対応の
コンシェルジュを配置
（週1回）

専門家等による意見聴取
起業準備活動計画確認
証明書の交付

外国人
起業家



起業活動
相談

外国人起業家
専門相談窓口

計画確認
申請

起業準備
活動
計画確認

在留資格
申請

入国管理局
福岡出入国
在留管理局
熊本出張所

② 在留資格「特定活動（起業準備活動）」の認定

関係機関への報告
（月1回）

専門家等による意見聴取
起業準備活動計画確認
証明書（更新用）の交付

関係機関への報告
（月1回）

進捗状況確認
（管理支援）

起業準備
活動
計画更新

進捗状況確認
（管理支援）

在留資格
認定

在留資格
更新申請

在留資格
認定

在留資格
更新申請

起業準備活動（1年）

起業準備活動（6か月）

最長2年間（1年+6か月×2回（更新））

※起業準備活動中に在留資格を「経営・管理」に変更

③ 在留資格「経営・管理」に変更

在留資格
変更申請

入国管理局
福岡出入国
在留管理局
熊本出張所

事業活動

在留資格「経営・管理」変更の条件

- ① 常勤職員の雇用
 - ② 申請に係る事業の用に供される財産の総額
（資本金の額及び出資の総額を含む。）が3,000万円以上
 - ③ 事業所の確保 等
- ※①～③全てに該当する必要あり

外国人起業家専門相談窓口の主な機能



【熊本市・JETRO熊本】

- XOSS POINT.に、外国人起業活動促進事業の専門相談窓口を設置。外国語（英語）に対応できるコンシェルジュを配置し、起業準備活動に関する照会・相談対応、起業準備活動計画確認申請書の作成を支援。
- 簡易な生活相談は専門窓口で対応し、その他の様々な相談には「熊本市外国人総合相談プラザ」を案内し、切れ目のない相談対応を実施。
- 月1回の進捗状況確認を実施、経済産業大臣及び福岡出入国在留管理局へ報告。
- 外国人起業家コミュニティ形成の促進のためのイベント開催 等

【XOSS POINT.】

- 中小企業診断士や行政書士などの専門家とビジネスプランに関する相談対応。
- 起業経験者や支援機関の有識者などのメンターとの意見交換。
- 起業活動のサポート、事業進捗確認時のアドバイス（更新時及び必要に応じて実施）